答 弁 第 二 三 号平成十三年三月九日受領

内閣衆質一五一第二三号

平成十三年三月九日

議 院 議 長 綿 貫 民 輔 殿

衆

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議員川内博史君提出シックハウス症候群に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川内博史君提出シックハウス症候群に関する質問に対する答弁書

一について

41 わゆるシックハウス症候群については、 シックハウス対策関係省庁連絡会議を開催し、 原因分析、 防

止対策等の総合的な対策を検討するとともに、 関係省庁において順次これを実施してきたところである。

その一環として、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格については、

パーティクルボード等に含有されるホルムアルデヒドの放出量の基準を定めるとともに、 農林物資の規格

化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和二十五年法律第百七十五号) に基づく日本農林規格について

れるホルムアルデヒドの放散量の基準を制定し、 又は強化したところである。

は、

平成十二年六月から同年七月までの間に集成材、

普通合板等の規格を改正し、

これらの物資に含有さ

かしながら、 日本工業規格及び日本農林規格は、 規格の制定及び普及により、 対象物資等の品質の改

生産の合理化、 取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図ること等を目的とした制度であるこ

とから、これらの制度において規格の利用を法的に義務付けることは適当ではないと考えている。

11 わゆるシックハウス症候群については、 今後とも、 シックハウス対策関係省庁連絡会議等を通じて関

_